

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 受注者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）（特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）を含む。以下同じ。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この業務の実施に際して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受注者はこの業務を実施するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）してはならない。

(再委託に係る連帯責任)

第4 発注者の承諾を得て第三者に再委託等をする場合、受注者は再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第5 受注者は、再委託等をする場合には、再委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(特定個人情報の適正管理に係る届出)

第6 受注者は、特定個人情報を取り扱う場合は、特定個人情報等の取扱いに係る安全管理に関する組織体制の整備、業務責任者及び業務従事者について、書面により発注者に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も同様とする。

2 再委託等をする場合、再委託等の相手方の特定個人情報等の取扱いに係る組織体制、業務責任者及び業務従事者の状況について、書面により発注者に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も同様とする。

(従事者への周知及び監督)

第7 受注者は、この業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この業

務の実施に際して知り得た情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用した場合には、保護法又は番号法の規定等に基づき罰則が科せられること、並びにその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第8 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この業務の実施に際して知り得た個人情報をこの業務の実施以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(収集の制限)

第9 受注者は、この業務を実施するために個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ、その業務の目的を明確にするとともに、収集する個人情報は、その目的を達成のために必要最小限の範囲内とし、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この業務を実施するために発注者から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第11 受注者は、この業務の実施に際して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第12 受注者は、この業務を実施する作業場所を発注者に報告するものとし、あらかじめ発注者の指示又は承諾があった場合を除き、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、発注者が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

(資料等の受渡し)

第13 この業務の実施に係る資料等の提供、返還又は廃棄については、貸与品借用書等で確認し行うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第14 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この業務を実施するために発注者から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を、直ちに発注者に返還し、又は廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告等)

第15 受注者は、この業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんその他事故等が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
(取扱状況の報告及び調査)

第16 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、この業務を実施するにあたり、個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。
(契約解除)

第17 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。
(損害賠償)

第18 受注者は個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。